

令和7年度工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：環境局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 意 見 ア 施 工 (ア) 玉掛け作業の安全確保を適切に行うべきもの 本工事は、妙賀山クリーンセンターにおいて、搬入されるごみの重量を測定するトラックスケール及び計量データ処理装置の更新を行うものである。 厚生労働省の「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」では、汎用クランプを使用する場合は、つり荷の形状に適したものを少なくとも2個以上使用することとされている。 しかし、本工事では、撤去する鋼材が汎用クランプ1個で玉掛けされており、ガイドラインに反している状態であった。 発注者は、作業計画（施工計画書）が提出された際には、事前に作業手順や安全性を確認すると共に、適宜現場確認を行い、請負人への安全管理の指導に努められたい。 (環境局施設課) [No.8 妙賀山クリーンセンター計量設備更新工事]	吊上げ前の準備作業においてクランプが1個のみ取り付けられた状態となっていたものである。 これは請負人が、吊上げ前の準備作業においてガイドラインを厳守していなかったこと、及び監督員による工事の安全管理が不十分であったことが原因である。 これらを踏まえ、請負人に対しては、令和7年8月15日付で工事安全管理の徹底について文書による注意を行った。 また、関係職員60人に対しても同日付で文書を発出するとともに、9月16日から10月3日に研修会を実施し、本件の情報共有及びガイドラインの遵守、並びに安全管理の徹底を改めて指示することで、再発防止の注意を促した。 今後は、このようなことがないよう、工事の安全管理について十分に周知徹底するとともに、現場監督を確実にできる体制の構築に努めていく。	措置済
(イ) 機器の据付において耐震強度の確認を適切に行うべきもの 本工事は、西クリーンセンターにおいて、停電時に制御設備や電算機等の重要設備に電力を供給する無停電電源装置の更新を行うものである。 本工事の仕様書では、機器を床に固定するアンカーボルトについて、日本建築センター発行の「建築設備耐震設計・施工指針」（2014年版）に基づき、震度に対してあと施工アンカーの強度検討を実施することとしていた。 しかし、契約後の強度検討では、施設建設	仕様書にて「建築設備耐震設計・施工指針」の適用を記載しているにも関わらず、契約後の強度検討で施設建設当時の「火力発電所の耐震設計規程」を適用するよう指示したため、アンカーボルト引抜試験の試験荷重が小さくなっていたものである。 クリーンセンターでのプラント工事は、その設備の特殊性から「火力発電所の耐震設計規程」を適用した工事が行われてきた一方で、仕様書作成マニュアルには「建築設備耐震設	措置方針

令和7年度工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：環境局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
当時の古い「火力発電所の耐震設計規程」（日本電気協会発行）に基づく設計用標準震度を用いるように指示を行っていた。 この結果、耐震強度を確認するアンカーボルトの引抜試験の試験荷重が最新の基準で算定したものに比べ小さくなっていた。 耐震の基準は、地震の影響をよりの確に評価するよう改定が行われていることから、最新の基準を適用することが望ましく、「火力発電所の耐震設計規程」でも、「既設設備を改修する場合には、本規程に基づく設計を行うことが望ましい」と記載されている。 機器の更新時には、大地震において機器が転倒することがないように、最新の耐震基準を適用し耐震強度の検討を適切に行うように努められたい。 （環境局施設課） [No. 9 西クリーンセンター無停電電源装置更新工事]	計・施工指針」の適用が例として追記されている。 この度の原因は、例として示したマニュアルの内容を精査・認識しないまま、発注仕様書に準用したことで、その適用について、更新時は、建設時の耐震規程で充足されるものと誤認して指示を行ったことである。 これらを踏まえ、関係職員 60 人に対して令和 7 年 9 月 16 日から 10 月 3 日に研修会を実施し、機器更新工事であっても原則として最新の基準を適用することを指示することで、再発防止への周知徹底を図った。 また、今回施工した無停電電源装置については、今年度中に最新の耐震規程に基づく補強工事を実施していく。 さらに、現在、最新の耐震規程が設定された平成 26 年度以降に実施した工事について点検しており、必要に応じて措置を講じる予定である。	

令和7年度工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：建築住宅局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 イ 施 工 (ア) 石綿含有建材の切断等の作業を適正に行うべきもの 本工事は、東灘区にある市営住宅の給水管を更新するものである。 事業者（請負人）は、石綿関連法令により、外壁及び内壁塗材の下地調整材に石綿が含有されているとみなし、労働基準監督署への届出、作業計画の作成、及び飛散防止対策等を実施した上で、外壁及び内壁の穿孔（穴あけ）作業を行っていた。 「石綿障害予防規則」には、石綿が含有されているとみなして切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具を使用させなければならないと定められている。しかし、事業者は呼吸用保護具を使用させていなかった。また、「労働安全衛生規則」では、事業者は、作業中の労働者に当該作業の状態に応じて、安全靴その他の適当なはき物を定め、当該はき物を使用させなければならないと定められているが、適切な対応をしていなかった。 発注者は、請負人に石綿関連法令等を遵守するよう適正な指導を行うべきである。 (建築住宅局住宅建設課) [No. 19 青木南住宅給水管改修工事]	「石綿障害予防規則」に規定されている呼吸用保護具を使用させていなかったことについては、事業者からの指示が全ての労働者までいきわたっていなかったことが原因である。 また「労働安全規則」では、安全靴その他適切なはき物を定め、使用させなければならないと規定されているが、適切な対応ができていなかったことについては、一部の労働者が事業者からの指示を誤認していたことが原因である。 今後は「石綿障害予防規則」並びに「労働安全衛生規則」にて定められた事項の実施を怠ることがないよう、建築住宅局住宅建設課では令和7年8月7日及び14日の係会議で各担当者に周知を行い、各事業者に徹底するよう指示を行った。 また現在同種の改修工事施工中の各工事請負業者に対し以下の対応を9月16日迄に実施した。 ①監督部署から石綿障害予防規則の遵守について、呼吸用保護具の着用等、具体的な対策を記した指示書を交付 ②総括並びに主任監督員にて抜き打ち現場パトロールを実施すると共に、現場代理人の関係法令の理解度を質問により確認	措置済

令和7年度工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：港湾局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 ア 積 算 (ア) 見積単価の査定を適正に行うべきもの 本工事は、神戸空港の拡張に伴い、エプロン照明及び航空灯火の設置を行うものである。 電気設備工事では、積算基準等に基づき算出した単価に数量を乗じて直接工事費を算出する。 本工事では、エプロン照明の積算において、見積を根拠に材料の単価を作成しており、国土交通省航空局の見積査定基準に準じて査定を行っていた。 この査定方法は、通常の設定工事で行う方法とは異なっていたため、査定の過程で誤った算定を行い、積算額が過少となっていた。 見積単価の査定に際しては、計算過程の十分な確認、少人数職場に応じた照査方法の工夫等により、誤りを防ぐべきである。 (港湾局空港整備課) [No.28 神戸空港エプロン照明灯他整備工事]	当該指摘部分は、国土交通省航空局が定めた基準により、算定した金額と見積額に査定率を乗じた金額を比較し廉価を採用するところであるが、一部の単価の算定過程において一般管理費率と利益率を誤っていたことと見積額に査定率を乗じてなかったものであり、照査や決裁時に気付くことができなかったことが原因であった。 再発防止を図るため、令和7年8月19日に課内会議において設計担当者に照査チェックリストや技術審査の活用と、複数職員によるダブルチェック、決裁時に照査資料を添付するよう周知徹底した。 さらに、飛行場灯火に関する研修に積極的に参加し、飛行場灯火設備についての理解を深め研鑽をはかっていく。	措置済

令和7年度工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：水道局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 イ 施 工 (イ) 高所作業での墜落防止措置を適正に行うべきもの 本工事は、北区にあるひよどり台特2高層低区配水池の施設整備を行うものである。 「労働安全衛生規則」には、高さ2m以上の箇所で行う作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと規定されている。 本工事では、ストレーナー（水中の異物除去設備）の建屋に機器の搬入口を設けたが、高さが2m以上の箇所で行う作業でありながら、足場を組み立てる等の方法による作業床や防網は設置されていない状態であった。 この場合には、作業員に墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。 しかし、請負人は、作業場所に親綱を張り、作業員に墜落制止用器具を使用させるといった必要な安全措置を講じていなかった。 発注者は請負人より提出される施工計画書を基に、発注者と請負人双方が事前に作業内容の確認を行うとともに、法令を遵守し、不安全状態を無くすよう指導を行うべきである。 （水道局浄水統括事務所） [No.37 ひよどり台特2高層低区配水池施設整備工事]	本件は、ストレーナー室築造の施工において、工事工程を調整するなかで搬入口での作業が仮設足場解体後の作業となり、安全措置の不備が発生したこと。また、その状態を正確に認知出来ていなかったことが原因である。 今後の改善措置については、施工計画書の安全管理に関する記載の際に、高さ2m以上の高所作業となる工種をリストアップし、法令順守と安全対策の徹底を促す。また、作業項目ごとの安全対策を明記させ、危険な状態での作業がないか計画段階で確認するとともに、施工段階でも、施工計画書に基づきチェックする体制を構築していく。さらに、工事工程の調整などにより作業手順に変更が生じた際は、安全対策の見直しの必要がないか確認を行う。 この内容について、令和7年8月20日に所内会議にて監督員に周知したのち、令和7年9月17日に高所作業における安全講習を行い、改善措置内容について工事打合簿にて請負人に周知徹底を行った。	措置済

令和7年度工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：交通局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 ア 積 算 (イ) 雨水排水施設の単価選定を適正に行うべきもの 本工事は、市営地下鉄西神・山手線西神中央駅の駅前広場再整備に伴い、バスターミナルの上屋建て替えを行うものである。 土木工事では、積算基準等に基づき算出した単価に数量を乗じて直接工事費を算出する。 本工事では、雨水排水施設の積算において、L型側溝の単価選定を誤り、積算額が過少となっていた。 発注機会の少ない内容を含む工事の実施に際しては、該当する積算基準等を十分に確認し、類似工事の内容を参考にする等、適正な積算を徹底すべきである。 (交通局高速鉄道部施設課) [No. 57 西神中央駅前バスターミナル上屋建替工事]	本工事の設計・照査を一般土木工事の経験が浅い職員が行ったこと、また、係内でのチェック体制が不十分であったことにより、注意すべき図面と設計書との整合を十分確認できていなかったことが原因である。 2025 年 9 月 4 日に施設課計画係内会議において指摘事項と原因について情報共有を行うとともに、再発防止の対策について議論した。その中で、細心の注意を払って積算を進め、研修等への積極的な参加や、積算のダブルチェック、設計図書の技術審査の活用を行うこととした。 これらにより、積算ミスが発生しないよう、チェック方法を見直し改善を図った。	措置済
ア 積 算 (ウ) 週休2日制工事の単価補正を適正に行うべきもの 本工事は、市営地下鉄西神・山手線西神中央駅のリニューアルに伴い、電気設備の改修を行うものである。 本市では、週休2日制工事の実施に取り組んでおり、建築・建築設備工事では、「神戸市週休2日制工事実施要領（建築・建築設備工事）」に定めた補正係数により、労務費の割増しを行っている。 この労務費の割増しを行う補正係数には、全ての月で4週8休以上の現場閉所を求める、「月単位の週休2日促進工事」と、工事期間全体を通した平均で4週8休以上の現場閉所を求める、「通期の週休2日促進工事」の2種類があり、それぞれ異なった補正係数とな	設計者や照査者が使用する設計・積算チェックリストと特記仕様書が、度重なる制度変更に対して、追従できていなかったことが原因であった。 2025 年 7 月 15 日に係内の電気担当者会議で、指摘事項とその原因について情報共有し、対策について議論した。 今後は、特記仕様書と設計・積算チェックリストの管理は同一担当者を指定し、新たな制度が導入された場合は、特記仕様書の変更に合わせて、チェックリストも改訂することをルール化した。	措置済

令和7年度工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：交通局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
っている。 本工事では、特記仕様書において、月単位の週休2日促進工事の指定をしていたが、積算では、通期の週休2日促進工事の補正係数で労務費を補正していたため、積算額が過少となっていた。 週休2日制工事の単価補正に際しては、特記仕様書との整合を図るように、積算チェックリストの拡充等により、適正な積算を徹底すべきである。 （交通局高速鉄道部施設課） [No.63 西神・山手線西神中央駅リニューアル電気設備他改修工事]		
イ 施 工 （ウ） 建設リサイクル法の手続を適正に行うべきもの 本工事は、市営地下鉄北神線谷上駅および谷上車庫において、鉄道の信号機と転てつ機（レールの切り替えを行う装置）を連動させる装置の更新を行うものである。 本工事では、機器に付随するコンクリート製品の撤去を設計変更で追加したことから「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の対象となっていた。 建設リサイクル法では、発注者と請負人は対象工事について、分別解体等の方法、解体工事に要する費用などを書面に記載し、署名又は記名押印をして契約書の一部として相互に交付しなければならないと定められている。 また、地方公共団体が発注する対象工事では、神戸市長に通知しなければならないと定められている。 しかし本工事では、発注者と請負人は、コンクリートの撤去前に必要な書面の交付を行っておらず、また発注者は、建設リサイクル法で定められた通知も行っていなかった。なお、本	建設リサイクル法の手続を適正に行えなかったのは、設計変更により建設リサイクル法の対象工事となったが手続きの必要性に気付かなかったことが原因であった。 このことから、2025年8月4日に、本事案について設計及び工事監理の関係者に設計変更時も含めた建設リサイクル法の手続きについて確認するよう周知徹底した。 また、今後の再発防止策として、施工計画書のチェックリストに建設リサイクル法の手続きについて追記し、設計変更時でも手続き漏れが発生しないようにした。	措置済

令和7年度工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：交通局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
工事で撤去したコンクリートは、請負人が産業廃棄物処理業者と契約をして適正に処理されており、事後に書面の交付及び通知も行っている。 発注者は建設リサイクル法の事前手続を適正に行うべきである。 （交通局高速鉄道部電気システム課） [No.64 谷上駅・谷上車庫連動装置更新工事]		